

蜜蜂転飼許可手数料 収納窓口（POS）用納付票

太枠線内に数量及び金額を記入し、収納窓口にて蜜蜂転飼許可手数料をお支払いください。納付されましたら、この用紙を蜜蜂転飼許可申請書等必要書類と一緒に、転飼先地域を管轄する地方事務所農(林)業振興課に提出してください。

○収納窓口

県庁本庁舎 地下1階売店
 中部総合事務所 2号館1階
 西部総合事務所 本館3階

単価（円）	数量	金額	備考
¥150			1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た額、ただしその額が2,300円を超えるときは2,300円
¥2,300			
合計金額			

鳥取県庁POS	¥2,300	鳥取県庁POS	¥150
 2 108380 502003		 2 108390 502000	
手数料名:みつばち転飼許可手数料		手数料名:みつばち転飼許可手数料	
予算主務課:畜産振興局畜産振興課		予算主務課:畜産振興局畜産振興課	
電話番号:0857-26-7288		電話番号:0857-26-7288	

レシート貼付欄

※「控1」の表示があるレシートを貼付してください